

国民健康保険の 海外療養費制度のお知らせ

〔 国保に加入している方が海外で医療を受けたとき
保険が適用されます 〕

海外療養費は、日本国内の医療機関等で治療を受けた場合と
同じ基準で支給されます

海外で支払った医療費は、基本的には、日本国内の医療機関等で治療を受けた場合と同じ基準で
決定した医療費から一部負担金相当額を差し引いた額が「海外療養費」として支給されます。

※海外で支払った医療費に基づいて支給されるわけではありません。

日本国内で保険適用となっていない医療行為は
給付の対象になりません

心臓や肺などの臓器の移植、人工授精等の不妊治療、性転換手術などは対象外です。あくまでも
日本国内で保険診療の対象となっているものに限られているので、美容整形などは対象外です。ま
た、治療を目的とした渡航の場合も対象外です。

海外療養費の申請手続きは次のようになります

海外で

①受診した海外の医療機関で、一旦、かかった医療費全額を支払います

②診療機関で、治療内容やかかった医療費等の証明書をお願いします
【「診療内容明細書」、「領収明細書」等の書類】

帰国後

③帰国後、上記の書類を添えて国保の窓口へ申請します

④国保から保険給付分が支給されます

○診療内容明細書や領収証明書が外国語で作成されている場合には、日本語の翻訳文を添付し
てください。

○詳しくは、国保の窓口にお問い合わせください。

花巻市国保医療課国保係
電話 0198-24-2111 (531. 532. 536)